

## 新型コロナウイルス感染症対策による、自動車登録申請時の添付書類期限延長について

新型コロナウイルス感染症の対策として、国土交通省・軽自動車検査協会より自動車申請用の添付書類（印鑑証明書等）の有効期限延長が発表されました。これを受け、弊社では以下の通り対応致します。

### ◆国土交通省・軽自動車検査協会の対応

対象期間に発行された書類の添付申請は令和4年1月12日（木）まで有効として取り扱われます。

書類名	対象となる発行日	延長後の有効期限
・印鑑証明書	令和3年4月12日 ～ 令和3年10月11日	令和4年1月12日
・抄本		
（履歴事項一部証明書など）		

※通常、令和3年7月10日発行の印鑑証明書の有効期限は令和3年10月10日までですが、今回の措置により令和4年1月12日まで有効として取り扱われます。

### ◆書類代理交付時にご準備、ご提出いただくお客様の印鑑証明書に関するお取り扱い

ご提出いただくお客様の印鑑証明書も、令和3年4月12日から令和3年10月11日までに発行されていれば、令和4年1月12日まで有効なものとして、お取り扱い、対応致します。

### ◆お手元に弊社より送付したクレジット会社の印鑑証明書がある場合、期限をご確認ください

発行日から3か月が経過していても、発行日が令和3年4月12日から令和3年10月11日の場合は、令和4年1月12日まで有効となりますので、差し替える必要はありません。期間内に申請のお手続きをお願い致します。

No.	項目	対応方針
1	名義変更 ～「所有権解除のご案内」～ 弊社書類交付窓口で 受領するお客様の印鑑証明書	・お客様（ご契約者または使用者）にご準備いただきご提出いただく令和3年4月12日以降、令和3年10月11日までに発行された印鑑証明書は、有効期限を令和4年1月12日として扱い、受けさせていただきます。
2	クレジット会社の 印鑑証明書の 有効期限切れに よる差替え要望	・令和3年4月12日以降、令和3年10月11日までに発行された印鑑証明書は、令和4年1月12日まで有効、申請に添付可能ですので、差替えは不要です。期限をご確認下さい。 ・ご送付頂いた場合、差替えの所定の要件が整っていれば対応致します。 <a href="http://www.tourokukanri.co.jp/notes/note03.html">http://www.tourokukanri.co.jp/notes/note03.html</a>
3	書類交付窓口 での対応	・所定の要件が整っていれば対応致します。まず、発行日を確認させていただきます。令和3年4月12日以降、令和3年10月11日までの期間の場合、有効期限が「令和4年1月12日」まで延長されている旨、ご案内致します。

### ◆報道発表資料 国土交通省 HP

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06\\_hh\\_000124.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000124.html)